



2019年3月28日

各位

会社名 テイカ株式会社
代表者名 代表取締役社長 名木田正男
(コード番号：4027 東証第1部)
問合せ先 専務取締役 山崎博史
(TEL 06-6208-6400)

監査等委員会設置会社への移行および執行役員制度の導入に関するお知らせ

当社は、2019年3月28日開催の取締役会において、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する方針を決議するとともに、現在の理事制度を廃止し、新たに執行役員制度を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行につきましては、2019年6月開催予定の当社第153回定時株主総会において承認されることを条件としております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 目的

取締役会の監督機能の強化、社外取締役の更なる活用による経営の透明性と健全性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

(2) 移行時期

2019年6月開催予定の当社第153回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 執行役員制度の導入

(1) 目的

経営の意思決定および監督機能と業務執行機能の分担を明確にし、併せて業務執行権限の委譲を推進することにより、事業環境の急激な変化にも迅速に対応できる機動的な経営体制を構築するため、執行役員制度を導入することといたしました。

(2) 概要

- ①執行役員の選任、解任および担当する業務等は取締役会にて決定する。
- ②執行役員の任期は、原則として選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- ③取締役は、執行役員を兼務することができるものとする。

(3) 導入時期

監査等委員会設置会社への移行と合わせて導入する予定です。

3. その他

定款変更の内容および新体制等の詳細につきましては、今後具体的に検討を進め、決定次第お知らせいたします。

以上